

室戸市耐震改修促進計画

平成20年3月策定

1 計画の位置づけ等.....	1
(1)計画の位置づけ.....	1
(2)計画期間.....	1
2 「想定される地震の規模、被害の状況等.....	1
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	2
(1)耐震化の現状.....	2
(2)耐震化の目標.....	3
4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	4
(1)耐震診断・改修に係る基本的な取組方針.....	4
(2)役割分担.....	5
(3)事業の実施方針.....	6
(4)地震時の建築物の総合的な安全対策の方針.....	6
(5)耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要.....	6
(6)現在実施している支援策.....	7
(7)安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備.....	7
5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要.....	7
(1)窓ガラスの落下防止対策.....	7
(2)大規模建築物における天井崩落対策.....	7
(3)地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策.....	7
(4)ブロック塀の倒壊防止対策.....	8
(5)地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項.....	8
(6)地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策.....	8
6 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項.....	8
(1)地震防災マップの作成・公表.....	8
(2)相談体制の整備及び情報提供の充実.....	9
(3)パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催.....	9
(4)リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	9
(5)自主防災組織等との連携.....	9
7 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項.....	9
(1)耐震改修促進法による指導等の実施.....	9
(2)指導、助言の方針.....	9
(3)指示の方針.....	9
(4)公表の方針.....	10
(5)建築基準法による勧告又は命令等の実施.....	10
8 その他.....	10
(1)地震保険の加入促進.....	10
(2)被災建築物応急危険度判定等の実施等.....	10
(3)その他.....	10

室戸市耐震改修促進計画

「室戸市耐震改修促進計画」(以下「室戸市計画」という。)は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された、現行基準を満足していない建築物のうち、主として住宅及び特定建築物を中心に、耐震診断・耐震改修を総合的かつ計画的に進め、室戸市における建築物の耐震化を図ることを目的とする。

1 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

室戸市計画は、国が示した基本方針(平成 18 年1月 25 日付け国土交通省告示第 184 号)に基づき、また、『高知県耐震改修促進計画』を勘案して策定するものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 箇年とする。なお、本計画は概ね3年ごとに計画の見直しを行うものとし、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

2 「想定される地震の規模、被害の状況等

土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海地震は、100 年から 150 年の間隔で発生すると言われており、国の「地震調査委員会」は、2007 年 1 月 1 日を基準日と算定して、今後 30 年以内に発生する確率を 50%程度、50 年以内では 80~90%と公表した。

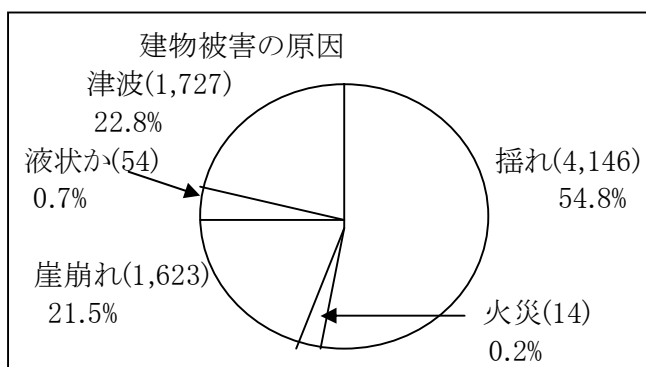
本県では、次の南海地震が発生すると、沿岸に近い地域では震度6強(軟弱地盤などでは震度7)から震度6弱、その他の地域でも震度5強の強い揺れが、約 100 秒間という非常に長い時間にわたって続くと想定されている。

「第2次高知県地震対策基礎調査」(平成 16 年 3 月高知県)によると、南海地震が発生した場合、本市では、死傷者約 589 人、全壊・半壊建物約 7,564 棟の甚大な被害が想定されている。特に、想定死者数については、約 263 名のうち、津波によるものが 5 割強、揺れ(建物倒壊)によるものが 3 割、その他火災や崖崩れによるものとされている。(別添資料1参照:想定される地震動及び建物被害想定)

図1 南海地震により室戸市に想定される被害^(注)(H16.3.第2次高知県地震対策基礎調査から)(注) 早朝の発生で、津波避難意識が低い場合の被害

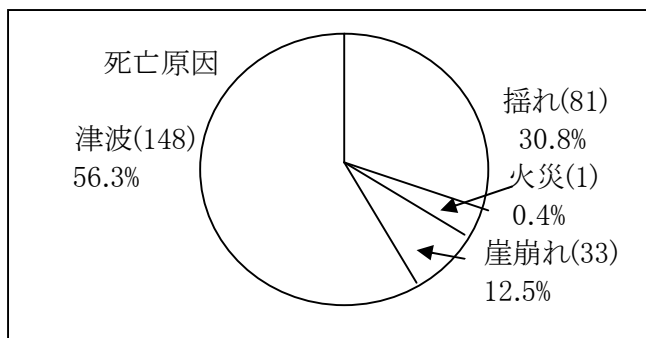
○建物被害

全壊	2,900 棟
半壊	4,664 棟



○人的被害

死者	263 人
負傷者	326 人



3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1)耐震化の現状

①住宅

平成 15 年住宅・土地統計調査によると室戸市の住宅総数は 7,700 戸である。このうち、耐震化の対象となる昭和 56 年以前の耐震基準(旧耐震基準)で建設された住宅は、4,790 戸(62%)で全国(39%)に比べて割合が高く、特に木造住宅は約 4,130 戸と耐震化の対象となる住宅の約 86%を占める。

市内の既存住宅耐震化の統計データが存在しないため、全国の耐震化状況の率を基に、住宅数に占める耐震化された住宅の割合を示す耐震化率を、住宅・土地統計調査より推計すると 52.5%で、全国平均の 75%をかなり下回る水準となる。

表1 住宅の耐震化の状況(平成 15 年住宅・土地統計調査より)

	戸数	耐震性有(耐震改修実施済含む)		耐震性なし 昭和 56 年以前建	耐震化率
		昭和 56 年以降建築			
専用住宅	7,280 戸	2,710 戸		3,660 戸	52.5%
店舗その他の併用住宅	420 戸	200 戸			
計	7,700 戸	2,910 戸			

②多数の者が利用する建築物

平成 18 年度の高知県調査によると、多数の者が利用する建築物(国・政府機関所有等建築物及び緊急輸送道路等^(注)沿いにある道路を閉塞させる建築物は除く(以下同じ))は、市内に約 84 棟あり(推計を含む)、そのうち耐震性があるとされる建築物(推計を含む)は約 37 棟で、耐震化率は約 44%と全国平均(75%)を 31 ポイント下回っている。(別添資料2参照:建築物の耐震化率推計の国の考え方)

(注)耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき県が定める道路をいう。

表2 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

建物	棟数	耐震性有		耐震化率
		昭和 56 年以前	昭和 56 年 6 月以降	
学校	73 棟	5 棟	23 棟	38.4%
体育館(一般公共に供されるもの)	2 棟	0 棟	2 棟	100.0%
病院・診療所	2 棟	0 棟	2 棟	100.0%
集会場・公会堂	1 棟	0 棟	0 棟	0.0%
老人ホーム等	1 棟	0 棟	1 棟	100.0%
幼稚園・保育所	2 棟	0 棟	2 棟	100.0%
庁舎	2 棟	0 棟	1 棟	50.0%
その他	1 棟	1 棟	0 棟	100.0%
合計	84 棟	6 棟	31 棟	44.0%

昭和 56 年5月以前に建築された多数の者が利用する建築物は、約 53 棟であるが、そのうち、耐震性があるとされる建築物は、約 6 棟(約 11%)である。

これは、法の規定が、努力義務規定で強制力がないことや耐震改修等には相当の費用を要することなどの理由から耐震化が進んでいないものと想定される。

また、用途別に見ると、学校で耐震改修済が約 2 棟となっている。

政策的には、(2)で述べる新耐震基準による建築物も含めた耐震化の目標値といった統計的検討だけではなく、昭和 56 年 5 月以前のこれら建築物のうち、棟数の多い、あるいは耐震化率の低い、学校、庁舎等の耐震改修をいかにして進めていくかについて個別・具体的に検討していく必要がある。

また、耐震診断を行った建築物は全体で約 57%であり、耐震診断が進んでいないために、耐震性が確認されていない建築物が多く存在している。

表3 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況(昭和56年5月以前の建築物・所有者別)

所有者	棟数	耐震診断済	耐震診断率	耐震性有			耐震化率
				診断の結果耐震性有	耐震改修済	計	
県(高校)	5棟	3棟	60.0%	3棟	0棟	3棟	60.0%
室戸市	46棟	26棟	56.5%	0棟	2棟	2棟	4.3%
民間	2棟	1棟	50.0%	1棟	0棟	1棟	50.0%
計	53棟	30棟	56.6%	4棟	2棟	6棟	11.3%

表4 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況(昭和56年5月以前の建築物・用途別)

用途	棟数	耐震診断済	耐震診断率	耐震性有			耐震化率
				診断の結果耐震性有	耐震改修済	計	
学校	50棟	29棟	58.0%	3棟	2棟	5棟	10.0%
体育館(一般公共に供されるもの)	0棟	—	—	—	—	—	—
病院・診療所	0棟	—	—	—	—	—	—
集会場・公会堂	1棟	0棟	0.0%	0棟	0棟	0棟	0.0%
老人ホーム等	0棟	—	—	—	—	—	—
幼稚園・保育所	0棟	—	—	—	—	—	—
庁舎	1棟	0棟	0.0%	0棟	0棟	0棟	0.0%
その他	1棟	1棟	100.0%	1棟	0棟	1棟	100.0%
合計	53棟	30棟	56.6%	4棟	2棟	6棟	11.3%

(2)耐震化の目標

国の基本方針では、平成27年度までに、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を現状の75%から少なくとも90%とすることを目標としている。なお、耐震化の目標数値については、定期的に検証することとし、住宅については住宅・土地統計調査に併せて5年ごとに、多数の者が利用する建築物は3年ごとに実態の把握を行うこととする。

①住宅の目標

住宅の耐震化率について、国の目標(耐震化率を75%から90%とすること)のシグナル効果や政策効果も踏まえ、現状の約52.5%を平成27年度までに、約90%とすることを目標とする。

この耐震化率目標を達成するためには、滅失する住宅や今後新築される住宅の耐震化率向上への影響を考慮しても、今後8年間で約1,800戸余りの既存住宅の耐震化が必要となる。

②多数の者が利用する建築物の目標

多数の者が利用する建築物全体の耐震化率を平成27年度までに約90%とすることを目標とする。

表5 住宅及び多数の者が利用する建築物等の目標

		現状 注1)	目標(H27年度) 注2)
住宅 総数		約 7,700 戸	約 7,300 戸
	うち耐震性有	約 4,040 戸 (約 52.5%)	約 6,570 戸 (約 90.0%)
	うち耐震性無	約 3,660 戸 (約 47.5%)	約 730 戸 (約 10.0%)
多数利用建築物 総数		約 84 棟	約 80 棟
	うち耐震性有	約 37 棟 (約 44.0%)	約 72 棟 (約 90.0%)
	うち耐震性無	約 47 棟 (約 56.0%)	約 8 棟 (約 10.0%)

注1) 現状の数値は、住宅は、平成15年住宅・土地統計調査による。多数の者が利用する建築物は、平成18年度高知県調査による。

注2) 平成27年度の推計は、別添資料5に準じた過去のトレンド等からの推計によるものに、今後の政策効果等を加えたもの。室戸市の場合、人口減少傾向に伴い増加より減が考えられるので5%の減とした。

③公共的建築物の耐震化の目標

学校、体育館、病院、集会場、庁舎、公的住宅(公営住宅)は、地震などの災害が発生した場合には、避難場所等となり防災上重要な施設である。

また、老人ホーム等の社会福祉施設、幼稚園・保育所などは災害時に自らが避難することが容易ではない利用者に使用される施設である。

このため、これらの公共的な建築物で、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標も約 90%とするとともに、個別・具体的な施策を検討していくこととする。

また、その他の公共建築物も含めた総合的対応として、南海地震対策推進本部の「公共的建築物の耐震化の促進検討チーム」において今後の耐震化の進め方を整理しており、今後ともその方針に従って取り組みを継続していく。(別添資料3参照:公共的建築物の耐震化の進め方)

表 6 各用途別目標

		現状		目標(H27年度)	
学校		約	73 棟	約	69 棟
	うち耐震性有	約	28 棟 (約 38.4%)	約	62 棟 (約 90.0%)
	うち耐震性無	約	45 棟 (約 61.6%)	約	7 棟 (約 10.0%)
体育館		約	2 棟	約	2 棟
	うち耐震性有	約	2 棟 (約 100.0%)	約	2 棟 (約 100.0%)
	うち耐震性無	約	0 棟 (約 0.0%)	約	0 棟 (約 0.0%)
病院・診療所		約	2 棟	約	2 棟
	うち耐震性有	約	2 棟 (約 100.0%)	約	2 棟 (約 100.0%)
	うち耐震性無	約	0 棟 (約 0.0%)	約	0 棟 (約 0.0%)
集会場・公会堂		約	1 棟	約	1 棟
	うち耐震性有	約	0 棟 (約 0.0%)	約	0 棟 (約 0.0%)
	うち耐震性無	約	1 棟 (約 50.0%)	約	1 棟 (約 100.0%)
老人ホーム等		約	1 棟	約	1 棟
	うち耐震性有	約	1 棟 (約 100.0%)	約	1 棟 (約 100.0%)
	うち耐震性無	約	0 棟 (約 0.0%)	約	0 棟 (約 0.0%)
幼稚園・保育所		約	2 棟	約	2 棟
	うち耐震性有	約	2 棟 (約 100.0%)	約	2 棟 (約 100.0%)
	うち耐震性無	約	0 棟 (約 0.0%)	約	0 棟 (約 0.0%)
庁舎		約	2 棟	約	2 棟
	うち耐震性有	約	1 棟 (約 50.0%)	約	1 棟 (約 50.0%)
	うち耐震性無	約	1 棟 (約 50.0%)	約	1 棟 (約 50.0%)
公的住宅(H18年度末)		約	740 戸	約	700 戸
	うち耐震性有	約	642 戸 (約 86.8%)	約	630 戸 (約 90.0%)
	うち耐震性無	約	98 戸 (約 13.2%)	約	70 戸 (約 10.0%)

注 1) 表 5 の注 1、2 参照。

注 2) 公的住宅は階数が 2 以下あるいは延べ面積が 1,000 m²未満のものも含む。

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

県、市町村、建築物所有者、建築関係技術者、建築関係団体、自主防災組織等^(注)は、(2)に示す役割のもと、連携を図りながら、耐震改修を進める。

(注)災害が発生したときに、被害を最小限にとどめ、または軽減するため、地域住民が初期消火、避難誘導、救護等の活動を行うために組織しているものをいう。町内会や自治会のような、地域の集まりであっても、その目的のひとつに「防災に関する取り組み」が含まれていれば、自主防災組織である。

(2) 役割分担

① 県

県は広域的な観点から、自ら又は関係市町村及び関係団体と連携しながら下記の施策を行う。

(ア) 高知県耐震改修促進計画の策定

- 県計画の策定、見直し

(イ) 耐震改修等の実施、促進

- 県有建築物の耐震改修等の計画的な実施
- 民間建築物の耐震改修等の促進
- 重点建築物の設定及び耐震改修等の誘導
- 耐震改修促進法に基づく特定建築物に対する指導・助言・指示・公表
- 耐震改修促進法に基づく所管建築物に対する改修計画の認定

(ウ) 技術者養成・把握

- 耐震改修・耐震診断に関する技術者の養成・把握

(エ) 所有者等に対する普及啓発、情報提供

- 広域的な地震防災マップによる注意喚起
- 耐震相談窓口の設置、運営
- 所有者等に対する耐震性向上に関する注意喚起、普及、啓発
- 無料の耐震相談会、耐震講習会等の実施
- 市町村、自主防災組織等との連携による家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施

(オ) 市町村、建築関係団体との連携

- 市町村、建築関係団体との連携体制の構築
- 建築関係団体との連携による、耐震改修等に関する技術者の養成
- 市町村、建築関係団体への情報提供、技術的支援等

② 市町村

市町村は住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた耐震改修等の促進のための施策を行うことが重要である。また、住民、自主防災組織等の活動を支援し、連携して下記のことを実施する。

(ア) 市町村耐震改修促進計画の策定

- 市町村耐震改修促進計画の策定、見直し

(イ) 耐震改修等の実施、促進

- 市町村有建築物の耐震改修等の計画的な実施
- 民間建築物の耐震改修等の促進
- 重点建築物の耐震改修等の誘導
- 耐震診断に対する専門家の派遣や、各種補助事業の実施の他、税制補助のための証明等の実施
- 避難路等の設定
- 耐震改修促進法に基づく特定建築物に対する指導・助言・指示・公表(所管行政庁のみ)
- 耐震改修促進法に基づく所管建築物に対する改修計画の認定(所管行政庁のみ)

(ウ) 所有者等に対する普及啓発、情報提供

- 相談窓口の設置・運営
- 所有者等に対する耐震性向上に関する注意喚起、普及、啓発
- 自主防災組織等との連携による家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施
- 必要に応じた、詳細な地震防災マップの策定による注意喚起

(エ) 県、建築関係団体との連携

- 県、建築関係団体との連携体制の構築

③ 建築物所有・管理者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取り組むことが不可欠であり、所有者等は下記のことを実施する。

○自ら所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施

○耐震診断の結果に基づく、必要に応じた耐震改修・建替の実施

④建築関係技術者

県、市町村が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切なアドバイス等、下記のことを実施する。

(ア)所有者等に対する普及啓発、情報提供

○所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言

(イ)耐震改修等の実施

○耐震診断・耐震改修等の業務の適切な実施

(ウ)技術の向上、研鑽

○耐震診断講習会の受講、登録

○耐震改修等に関する技術の向上、研鑽

⑤建築関係団体

県、市町村が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや、所有者等、技術者及び行政等と連携し、下記のことを実施する。

(ア)所有者等に対する普及啓発、情報提供

○耐震相談窓口の設置・運営

○無料の耐震相談会、耐震講習会等の実施

(イ)技術者の養成

○耐震診断・耐震改修等に関する技術者向けの講習会の実施

(ウ)耐震判定業務の促進

○四国耐震診断評定委員会の運営

(エ)市町村との連携

○耐震診断・耐震改修等の促進のための県、市町村への協力

⑥自主防災組織等

自主防災活動を通じて、防災知識の普及や地域における災害危険の把握に努める。

○住宅の耐震化、家具転倒防止対策等の学習会の実施

○ブロック塀等の倒壊危険箇所の点検

(3)事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者・管理者(以下「所有者等」)が自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠である。

県は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、市町村と連携して所有者等が耐震改修等を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度などを検討するものとする。

(4)地震時の建築物の総合的な安全対策の方針

平成17年の福岡県西方沖地震や宮城県沖地震などでみられるように、地震の発生により窓ガラスや天井といった建物の2次部材の落下等による人身事故や、ブロック塀の倒壊、エレベーター内の閉じ込め等事故が起きている。

地震による被害を防止するためには、建物本体の耐震化のみならず、これらの2次部材等の耐震化を図る必要がある。このため、定期報告対象建築物を主に定期報告や建築物防災査察^(注)等の機会をとらえて、現行基準に適合していないと考えられる建築物に対して、耐震改修等を行うように指導・助言をするなどの措置を講じる。

(注)昭和35年以来、建築物に関する防災知識の普及や、防災関係法令及び制度の周知徹底を図るために、毎年度、一定の規模以上の施設を対象に実施している。

(5)耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

平成27年度までの今後8年間に耐震化率を目標数値に引き上げるためには、昭和56年5月以前に建築された耐震性が不十分な建築物の耐震改修や建替を促進させる必要がある。

昭和56年5月以前の建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明である。このため、耐震性の判断がされずに耐震改

修や建替えが進んでいないと推測される。

また、平成 18 年度に民間の多数の者が利用する建築物の所有者等を対象として本県が実施したアンケート調査結果では、耐震診断・改修に取り組みられない理由として、「経済的な理由により対応が出来ないから」、行政に要望することとして、「耐震診断・改修するための補助制度をつくってほしい」との回答が多数寄せられた。

このため、耐震改修等をより一層推進するために、国の補助事業を活用した助成制度のより一層の充実を図るよう検討することとする。

(6) 現在実施している支援策

本市では、木造住宅耐震診断事業を平成16年度に創設し、耐震診断31戸、木造住宅耐震改修事業は平成18年度に制度化しており、耐震改修3戸を実施している。また、平成 19 年度には木造住宅耐震改修設計事業を制度化している。

(7) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

① 住民への情報提供

(ア) 啓発用リーフレットなどの活用

県では耐震に関するシンポジウムの開催、テレビコマーシャルやリーフレットによる耐震対策事業の紹介など、消費者に対して建築物の耐震対策の重要性を啓発する。

本市では県で作成されたリーフレットや市広報等を活用し、耐震対策の必要性について普及啓発を図っていく。

② 相談窓口の設置

耐震対策に関する住民からの問い合わせに対応できるように、相談窓口の充実を図っていく。

③ 技術者育成

県では耐震診断や耐震改修を行う技術者向けの講習会を引き続き実施し、登録された事業者が継続的に技術をレベルアップしていく仕組みづくりを行う。本市も県と連携して技術者の育成を図っていく。

5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1) 窓ガラスの落下防止対策

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示が改正^(注)された。

その後、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

このため、現行の基準に適合しない窓ガラスを有する建築物については、定期報告の提出時や防災査察等の実施時に改修・改善指導する。

(注) 昭和 53 年に屋外に面したはめごろし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないよう基準が改正された。

(2) 大規模建築物における天井崩落対策

平成 14 年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の振れ止めの設置やクリアランスを取るなどの対策(「大規模建築物の天井崩落対策について(技術基準)」)(平成 15 年 10 月 15 日付け国住指発第 2402 号)が作成された。

その後、平成 17 年 8 月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。

このため、耐震改修等の大規模な修繕時を捉え、技術基準に適合するように既存建築物の所有者、管理者に対して指導・助言を行う。

(3) 地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県西北部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要がある。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、1998 年以降の「昇降機耐震設計・施工指針」^(注)(以下「新指針」という。)によるエレベーターでの故障等は発生していなか

った。このため、新指針に適合しない既存エレベーターについて、定期報告の提出時を捉え、新指針等と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため地震時管制運転装置の設置も併せて指導する。

(注)建設省(現国土交通省)から委託を受けた(財)日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が、昇降機の耐震設計・施工についての一般的な指針を定めたもの。

(4)ブロック塀の倒壊防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者がでたことなどによりブロック塀に関する基準が改正された。

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人身事故が発生する可能性があることから、その対策を講じる必要がある。

このため自主防災組織等を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自主防災組織等による危険マップ作成に対し、市町村が協力を行うなど危険回避対策を講じる。また、ブロック塀の代わりに生垣等を設置するなどの、地震時に倒壊しないような構法への転換をPRする。

(5)地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定める道路は、地震による建築物の倒壊によって緊急車両や住民の避難の妨げになる道路を定めることとなっている。高知県では平成9年3月に高知県緊急輸送道路ネットワーク計画で緊急輸送を確保するために必要な道路(緊急輸送道路)を定めている。(別添資料4参照:緊急輸送道路ネットワーク計画図)

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められている。

県計画では、高知県緊急輸送道路ネットワーク計画の第1次緊急輸送道路を中心に耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定める道路を検討する。今後該当市町村との連携を図り、当該道路の建築状況の調査や、住民への周知を行い、概ね3年後の平成22年の指定を目指す。

また、所管行政庁である高知市については、県との連携を図りつつ独自に指定道路の選定に努めることとし、県は高知市と協議の上、高知市内の道路の指定を行うこととする。

なお、人口集中地域、密集市街地において、地震時の避難路を確保するため等に、市町村が市町村耐震改修促進計画に位置づけた道路は、耐震改修促進法第5条第3項第1号の緊急輸送道路等とみなす。

(6)地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

土砂災害に対する安全度が低く、住宅・宅地開発が進展しない地域において、通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業により、その安全度の早期向上を図り、新たな住宅・宅地供給の推進をする。

また、既存住宅・宅地においても同事業により、その地域の安全度の向上を図る。(住宅宅地基盤特定治水施設整備事業)

6 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

(1)地震防災マップの作成・公表

建築物の耐震化にあたり、建築物の所有者等の意識の向上を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度を記載した地図(地震防災マップ)の作成が重要である。

地震防災マップは、地震による地盤の揺れやすさについて、各市町村の市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ、適切な区分とする必要がある。

また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、沿岸部の津波の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する項目についても地震防災マップに盛り込むことが重要である。

高知県では地震の揺れについては平成16年3月に県内全市町村の地域で500mメッシュのマップを作成し、公表している。また、津波の浸水被害については、平成17年6月に沿岸地域で12.5mメッシュのマップを作成し、公表している。

地震防災マップを室戸市の特性に応じた、より地域住民に分かりやすいものとするといった観点

に立って、更に詳しい地震防災マップを作成するよう努力する。

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震診断や耐震改修など、建築物の耐震化の相談に適切に対応するため、県、室戸市、建築関係団体における耐震相談窓口業務の内容を明確にするとともに、さらにその内容を充実させる。

これらの相談窓口においては、耐震診断、耐震改修、税制等についての相談及び情報提供などを行うこととする。具体の窓口については、高知県の公開ホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/>)に掲載しているが、これをさらに分かりやすいものとする。

なお、住宅の耐震診断・改修全般の常設の相談機関としては、住宅耐震相談センター((社)高知県建築士事務所協会内、tel:088-825-1240、土日祝日を除く10時～16時)がある。

(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

① 啓発用リーフレットなどの活用

県では耐震に関するシンポジウムの開催、テレビコマーシャルやリーフレットによる耐震対策事業の紹介など、消費者に対して建築物の耐震対策の重要性を啓発する。市民への家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止への啓発をする。本市も県と連携して啓発に努める。

② 多数の者が利用する建築物に対する普及・啓発

多数の者が利用する建築物の耐震化を図るために、定期報告対象建築物については、定期報告に併せて、耐震診断、改修等を促す。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。

このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう事例集、セミナー等を活用して、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行う。

(5) 自主防災組織等との連携

次の南海地震では、強い揺れや津波により甚大な被害が県内全域で想定されることから、自らの命は自ら守る「自助の取組」と併せて、地域での支え合い・助け合いによる「共助の取組」が重要となる。

そのため、津波からの迅速な避難や住宅耐震化、家具転倒防止等の対策が地域全体での取組となるよう、自主防災組織に働きかけるとともに、積極的な情報提供などにより自主防災活動を支援していく。

7 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

(1) 耐震改修促進法による指導等の実施

特定建築物の所有・管理者に対して、耐震診断等を行い耐震化の状況調査をするなどの指導をし、耐震診断の結果、耐震性の劣る建築物については、その所有者・管理者に対して耐震改修等の対策を行うよう指導することとする。

指導に当たっては、立入調査等適切な指導を行い、耐震化についての助言等を行う。また、その建築物の耐震化に係る計画等の報告を受け、進捗状況について管理し、適切な指導を継続して行うこととする。

(2) 指導、助言の方針

① 指導、助言を行う建築物

耐震改修促進法第6条第1項各号に規定する建築物とする。

② 指導の方法

「指導」及び「助言」は、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して耐震診断等の実施を促し、その実施に関し相談に応じる方法で行う。

(3) 指示の方針

① 指示を行う建築物

耐震改修促進法第7条第2項に規定する建築物とし、耐震診断の指示を行う優先順位は、a.災害時に機能確保が必要な建築物、b.災害時に要援護者等の利用する建築物、c.その他不特定多数の者が利用する建築物、d.危険物の貯蔵場又は処理の用途に供する建築物の順に建築物の状況等により指示を行う。

耐震改修の指示を行う優先順位は、原則として、「用途」と「耐震性能」を勘案して行うものとする。

②指示の方法

指導及び助言を行っても耐震診断、耐震改修を実施されない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で行う。

(4)公表の方針

①公表を行う建築物

指示に従わず、耐震診断又は耐震改修が行われない場合には、その利用者や周辺の住民に対してその危険性を明らかにする必要がある。

そのことが指示の実効性を確保する上で有効であることから、社会的影響が大きいと予想されるものや所有・管理者が正当な理由なく指示に従わなかった場合には、社会的責任を果たさなかったものとして、その旨を公表することとする。

②公表の方法

「公表の方法」については、法に基づく公表であることや、市民に広く周知できることなどから、今後の対策に結びつくこと等を考慮する必要があり、庁舎窓口やホームページにおいて掲示を行い、市民が閲覧できるようにする。

(5)建築基準法による勧告又は命令等の実施

所管行政庁は、耐震改修促進法第7条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合等に次の措置を行う。

- ・構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第10条第3項による命令
- ・損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の勧告や同条第2項の命令

8 その他

(1)地震保険の加入促進

地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自身の財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、広報などにより引き続き地震保険の加入の促進に努めることとする。

(2)被災建築物応急危険度判定等の実施等

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、県と連携し判定実施本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設を必要に応じて行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

(3)その他

その他必要な事項は別途定める。